

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 教職員のふれあい広場・相談の会
団体所在地	奈良県奈良市芝辻町4丁目2番地4号田村ビル601郷
活動の開始年月	令和3年 12月
法人格	・○あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	令和3年年 12月 15日 所轄： 奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. ●福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育 成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活 性化 23. ●職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. ●団体の連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県 大阪府 京都府
現在の活動内容	① 教職員の悩みに係る相談事業として、悩み相談会を対面やオンラインで行う。その後ケース会議を開きスタッフで検討する。 ② 教職員の相談に係る人材育成・研修事業として、年に1回講師を招聘し研修を行い、相談員の資質向上を図っている。また、毎月1回スタッフ会議を行い、会の経営方針や運営方法について話し合いをしている。 ③ 教職員の相談に係る情報収集及び啓発事業として、教職員がいつでも検索できるようにホームページの更新を行っている。また、パンフレットやチラシを作成し奈良県小中学校校長会や奈良県高等学校校長協議会にお願いをして配布している。 ④ 新聞の取材を受けて、広報活動を行っている。 ⑤ 市町村教育委員会や学校、各種団体に出向き協力をお願いしている。 個人会員数 15人 : 団体会員 0 団体 : 専従職員 0 人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	① 昨年度は5人、本年度は1人の教職員から悩み相談会の申込みがあり、のべ13回の悩み相談会を行った。 ② 精神科医 田中茂樹先生を講演会に招聘し、「子どもを信じる」をテーマに研修を行った。 ③ Google meet を活用しオンラインによる相談会を開催した。 ④ パンフレットを作成し、奈良県内の小中学校及び高等学校の校長に説明し配布した。 ⑤ チラシを作成し、一人一人の教職員に渡すよう努力した。 ⑥ ホームページから申込みがあった。 ⑦ ケース会議やスタッフ会議を開催することにより、会員全員の共通理解を図ることができた。
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	令和3年度の文科省の統計によると、精神疾患で休職した教職員は、全国で5897人に上り、前年度に比べて約700人増加している。コロナ禍で学校環境も変わり、多くの教職員が悩み苦しんでいることが想像できる。そうした、学校現場を知り精神疾患で休職や退職を余儀なくされる前に、悩みを真摯に聞き取り現場で教育できればと考えている。 ご寄付いただくお金をそうした相談会や研修会に活用し、悩める教職員の声が多くの方々に届けられるよう、冊子を発行し、各学校へ届けたい。また、精神科医・弁護士・スクールカウンセラーなどの方々と連携し、より広範囲の発動を行いたいと考えている。多くの方々のご理解とご協力をお願いする。

(様式第3号)

令和 5年 12月 20日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： 特定非営利活動法人 教職員のふれあい広場・相談の会

役 職 名	氏 名	住 所
理事	浅田 芳正	[Redacted]
理事	堀 智晴	
理事	崎山 光友	
理事	岡本 秀光	
理事	堀田 晋	
監事	安川 敬司	
監事	高野 羊子	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

# 特定非営利活動法人 教職員のふれあい広場・相談の会 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 教職員のふれあい広場・相談の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 奈良県奈良市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日々教育活動に従事する中で悩みを抱える教育職員に対し、経験と研修を重ねた力量ある相談員が悩みを丁寧に聴いて解決を図るとともに、講演活動、出版物の発行や話し合い、交流の場づくりを行うことで教職員の心身の健康を守ることによって、相談者はもとより学校関係者、児童・生徒に対して、より良い教育ができるような社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

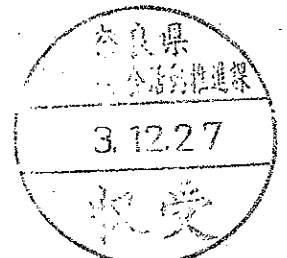
第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①教職員の悩みに係る相談事業
- ②教職員の相談に係る人材育成・研修事業



- ③教職員の相談に係る情報収集及び啓発事業
- ④教職員の相談に係る出版物発行・販売事業
- ⑤各学校種等における講演・話し合いに係る事業
- ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

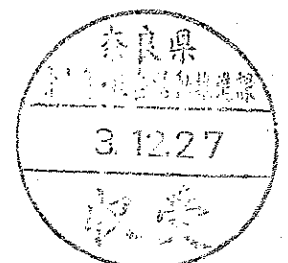
第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、警告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)



第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員等及び職員

##### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とする。
- 3 その他、この法人に名誉顧問、顧問を置くこともできる。

##### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

##### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。



(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。



(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分



の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

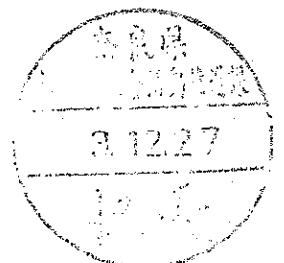
第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。





(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 資産の管理の方法
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

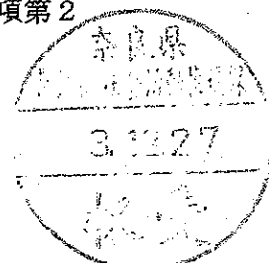
(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。



- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

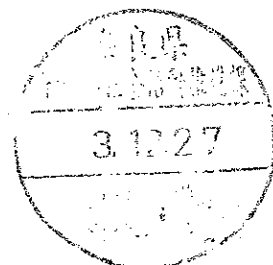
(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)



第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができ

る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 理事長は、第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

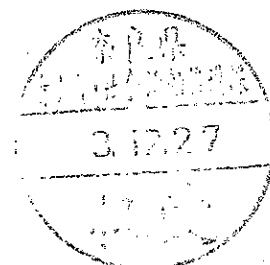
## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称



- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

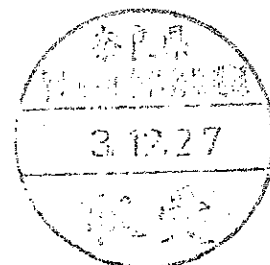
#### （合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### （公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。



## 第10章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第55条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の主たる事務所を、奈良県奈良市芝辻町4丁目2番地4号田村ビル601号室とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 浅田 芳正

副理事長 堀 智晴

副理事長 崎山 光友

理 事 岡本 秀光

同 堀田 晋

監 事 安川 敬司

同 高野 羊子

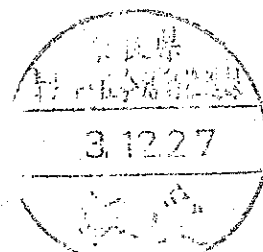
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。



6 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金	0円	会費	5,000円	(1年間分)
② 個人賛助会員	入会金	0円	会費	3,000円	(1口分)
③ 団体賛助会員	入会金	0円	会費	10,000円	(1口分)



## 令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 特定非営利活動法人 教職員のふれあい広場・相談の会

#### 1. 事業の成果

令和4年度はコロナ禍のために精神疾患で休職された教職員が増加した。本会では、本年度教職員の悩みに係る相談事業の実施として5名の教職員から申込みがあり、13回の相談会を行った。また、それに伴って13回のケース会議を実施した。

教職員の相談に係る人材育成・研修事業として、相談員の資質の向上を図るためにほぼ毎月研修会を実施した。個人情報保護のために講師を招聘し、研修会を開催しました。また、オンラインでの相談会や会議の開催のために、GoggleWorksの研修会も行いました。

教職員の相談に係る情報収集及び啓発事業として、新たにホームページやパンフレットを作成し校長会の協力を得て県内の全学校に配布した。また、新聞掲載により広報活動にも努めた。

#### 2. 事業の実施に関する事項

##### (1) 特定非営利活動に係わる事業

定款の事業名	事業の内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額	
教職員の悩みに係る相談事業	教育活動で従事する中で起こる悩みを聴き解決を図る。	4月4日	オンライン	15名	高校教師 1人  中学校教師 2人  小学校教師 1人  特別支援学校 1名	1,540	
		4月17日					10回
		5月5日	事務所				
		6月7日					2回
		6月13日	理事長宅				
		7月1日					
		7月25日					
		7月30日					1回
		8月22日					
		10月22日					
		12月1日					
		1月6日					
		3月2日					

教職員の相談に係る人材育成・研修事業	Workspaceの使い方についての研修会を実施する。	5月22日 3月19日～ 3月27日	奈良中部公民館 オンライン 理事長宅	15名	社員 15名	12,134
教職員の相談に係る情報収集及び啓発事業	ホームページやパンフレット、新聞より広報活動を行う。	随時		7人	教職員	0
教職員の相談に係る出版物発行・販売事業	出版に向けての資料収集や原稿集めを行う。	今年度は実施なし				0
各学校種等における講演・話し合いに係る事業	各学校や団体に出向き講演や話し合い活動を行う。	今年度は実施なし				0
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。	今年度は実施なし				0



令和4年度決算2022

令和4年事業年度 活動決算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 敬愛員のふれあい広場・相談の会

(単位:円)

I 経常収益

1.受取会費

正会員受取会費	75,000	
賛助会員受取会費	0	75,000

2.受取寄付金

受取寄付金(団体)	0	
受取寄付金(個人)	68,000	
	0	68,000

3.受取助成金等

受取民間助成金	0	0
---------	---	---

4.事業収益

教職員の相談に係る 人材育成・研修事業	0	0
------------------------	---	---

5.その他収益

雑収益	0	0
-----	---	---

経常収益計		143,000
-------	--	---------

II 経常費用

1.事業費

(1)人件費

人件費 計	0	
-------	---	--

(2)その他経費

相談事業費	1,540	
研修事業費	12,134	
情報収集・啓発事業	0	
出版事業費	0	
学校講演事業費	0	
計	13,674	

事業費 計		13,674
-------	--	--------

2.管理費

(1)人件費 計

0

(2)その他経費

会費	2,600	
消耗品費	5,298	
保険料	4,200	
通信費	48,440	
交際費	10,935	
計		71,611

経常費用計		85,285
-------	--	--------

当期経常増減額

III 経常外収益

経常外収益 計		0
---------	--	---

IV 経常外費用

経常外費用 計		0
---------	--	---

当期正味財産増減額		57,715
-----------	--	--------

前期正味財産額		4,507
---------	--	-------

次期繰越正味財産額		62,222
-----------	--	--------

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 教職員のふれあい広場・相談の会

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	62,222		
流動資産合計		62,222	
2.固定資産		0	
資産合計			62,222
II 負債の部			
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期正味財産		4,507	
当期正味財産増減額		57,715	
正味財産合計			62,222
負債及び正味財産合計			62,222

NPO法人会計基準協議会方式に準じる。

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在  
 特定非営利活動法人 教職員のふれあい広場・相談の会

科目・摘要	金額 (単位:円)		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1.流動資産</b>			
現金預金			
現金	8,586		
普通預金	53,636		
流動資産合計		62,222	
<b>2.固定資産</b>			
土地	なし	0	
建物	なし	0	
自動車	なし	0	
固定資産合計			0
資産合計			62,222
<b>II 負債の部</b>			
<b>1.流動負債</b>			
短期借入金		0	
流動負債合計			0
<b>2.固定負債</b>			
長期借入金		0	
固定負債合計			0
負債合計			0
正味財産			62,222